

定款・施行規則改定案にかかるご意見への回答

2020年3月9日より4月5日までの期間、定款・施行規則改定案に対して、会員の皆様からのご意見を募集いたしました。

結果、2件のご意見をいただきました。お忙しい中、皆様のご協力にお礼申し上げます。

頂いたご意見（要旨）およびご意見に対する理事会の見解は下記の通りです。

ご意見1 定款第5条（会員種別）の「(1) 正会員」の規定に、社会福祉士とともに精神保健福祉士も追加してはどうか？

（回答） 現状、精神保健福祉士のみを取得して一般の医療機関に採用される医療ソーシャルワーカーもおられます。また、精神科病床も有する医療機関では、社会福祉士・精神保健福祉士両方の資格を持ち、業務分担あるいは施設内の異動により精神科で活躍されている医療ソーシャルワーカーもおられます。都道府県の医療ソーシャルワーカー協会の中には、会員種別において両資格を区別していないところもあります。

このような現状を踏まえると、ご指摘の通り、精神保健福祉士を加えるよう改定するのも「医療ソーシャルワーカーの協会」としては一案ではないかと理事会でも考えました。

しかしながら、ソーシャルワーク団体の統合はじめ諸課題につき、さまざまな方と意見交換を進めていく過程で、両資格を正会員の規定に盛り込むことが、現時点では必ずしも適切な対応とも言い切れないのではないかと判断いたしました。このような経緯で今回の改定案には盛り込んでおりません。

ご意見2 施行規則において、役員立候補に際し推薦人を立ててもらふ規定を設けてはどうか？（例、会員が立候補する場合5名、会員でない候補者の場合2名の会員の推薦を要するなど）

（回答） 確かに公益法人の中には、役員立候補にあたり会員の推薦を取り付けている協会も見受けられます。役員立候補は会員の自由意思によるのは当然ではありますが、公益法人の役員には相応の見識と熱意は必要でしょうから、「役員としての適格性」を担保する意味合いで「会員の推薦」は一案であると考えます。

ただ、推薦人の人数を考えた場合、都道府県ごとの会員数には大きな差があり、また、現在では同一施設・同一法人で5名以上の会員が在籍している所もあるなど、居住地・勤務地により「5名の推薦人確保」の困難度には大きな開きがあるのが実態です。この実態を踏まえると、「推薦人5名」の意味合いも立候補者ごとに異なっているとも考えられ、ご意見で示されたような趣旨と乖離する危険性も孕んでいます。

また、当協会の役員については、もともと会員であることを要件としておりませんので、会員か否かによって推薦人の人数に差異を設けることの妥当性も考慮しなければなりません。

以上より、現状では新たな仕組みを設けるのは今のところ困難との判断に至りました。

もちろん、ご懸念されているところは十分理解できますので、理事会としては、役員への立候補をお考えになる皆様には、公益法人役員としての責任を果たす覚悟と公私ともに相応の犠牲と献身が求められている役割であることを十分ご理解いただけたらと考えております。

（以 上）